

第2回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

平成19年1月29日

於：滋賀県農業教育情報センター

第3研修室(2階)

1. 開会	司会	<p>それでは、定刻になりましたので、第2回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきたいと思います。</p>
		<p>議事に入ります前に、まず会議の成立についてご報告申し上げます。本日出席いただいております委員の数は13名で、委員総数の半数を越えておりますので、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第5条第2項に定める当委員会の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p>
		<p>次に、前回ご都合がつかず、本日初めてご出席いただきました委員を紹介させていただきます。</p>
		<p>京都大学大学院法学研究科教授の岡村周一委員です。</p>
	岡村委員	<p>岡村でございます。前は、ちょっと体調不良で欠席させていただきました。大学では行政法を専攻いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
		<p>京都大学大学院地球環境学堂助教授の勝見武委員です。</p>
	司会 勝見委員	<p>京都大学の勝見と申します。資料にありますように、地球環境学堂というところにおりますが、土木工学の出身で、地盤工学を専門にしております。よろしくお願ひします。</p>
		<p>どうかよろしくお願ひいたします。</p>
		<p>また、島田禮介委員がご都合により辞任を申し出ておられます。現在、解職の途中でありますので、ご報告させていただきます。</p>
		<p>なお、前回、委員長の選出が見送られましたので、本日も委員長が選出されるまで、私、最終処分場特別対策室の上田でございますが、事務局として司会進行をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
2. 議題 (1) 対策委員会 委員長 選出		<p>それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきたいと思います。まず議題(1)の対策委員会についてであります。委員長の選出についてご審議をお願いいたします。</p>
		<p>これまでの経過も含めまして、事務局から説明をさせていただきます。</p>
	中村室長	<p>最終処分場特別対策室の中村でございます。私の方からこれまでの経過等についてご説明させていただきます。</p>
		<p>昨年12月26日、第1回対策委員会におきまして委員長を選出することができなくなりました。その中で今回の第2回対策委員会に送ることになったという経過でございます。</p>
		<p>その主な理由といたしましては、自己紹介をやっていただいたわけですが、各委員の方々がどのような方であるかよくわからないといったご意見が多かったように記憶しております。このため、委員会で委員からの提案もありまして、各委員からこれまでの主な経歴などを教えていただき、委員紹介書を事務局の方から配付させていただきました。先日お送りいたしました委員紹介書では一部不足しております。本日お配りしている委員紹介書をごらんい</p>

ただきたいと存じます。

また、委員長の選出につきましても、どのような方法で選出すべきであるかにつきまして、本日の第2回目の委員会ではいろいろご議論いただく方法もあったのですが、委員会の時間が限られているということもございまして、あらかじめ各委員のお考えを伺うということで、別紙のご意見照会書を送らせていただきました。資料1の方につけさせていただいております。

資料1の中で、ご意見照会書ということで、各委員に送らせていただきました。これにつきましては、委員長の選出について5つの方法を設定させていただいております。別紙と参考、両方見ていただきたいと思います。まず1番目としまして、きょうもご提示しております委員紹介書に基づいて投票により選出するという方法、それから本日立候補いただきまして、その立候補者から投票により選出する方法、3番目として、推薦委員会を立ち上げる。これは、対策委員会の中で推薦委員を選任していただきまして、推薦委員会で何人かの方を推薦いただき、その推薦いただいた委員の中から対策委員会で投票または協議により選出してはどうかという方法、4番目として、対策委員会に選考委員会を設置し、選考委員会の中で委員長候補を1人選考していただき、対策委員会承認し委員長を決定してはどうかという案、その他の方法についてもご意見があればということで、求めさせていただいたところでございます。

その結果につきましては、最後のところに示させていただいております。1番目の委員紹介書の内容を参考にして、投票により委員長を決定してはどうかというのが3名の方、立候補を募り、投票により委員長を決定するというのが5名の方、この5名のうち2名の方からは立候補者が複数であることが前提条件であるという附帯意見をもらっているところでございます。3番目の推薦委員会を設けてはどうかということについては、2名の方にご賛同をいただきました。1名の委員からは、推薦された委員以外に自薦者がある場合は含めて投票するとの附帯意見をもらっているところでございます。4番目の選考委員会を設置してということにつきましては、6名の委員からご賛同を得たところでございます。その他の方法といたしましては、各委員の1名推薦により、多い者が委員会の承認で決定してはどうかというご意見でございます。それから、特に意見がないというご回答も1名の方からいただいたところでございます。

以上でございます。

司会

ただいま事務局から委員長の選出についての経過や意見照会の結果につきまして説明がありました。意見照会ではさまざまなご意見をいただきましたが、最も多くの意見をいただきました選考委員会を設置し、そこで委員長候補を1人選考し、対策委員会の承認を得て委員長を決定するというご意見に基づいて、選考委員会を設置し、委員長を選出することとしてよろしいか、ご意見を承りたいと思います。

池田委員

人数でいうと4番が一番多いわけですがけれども、この手続で時間的にどれくらい要するんでしょうか。既に1回済んでしまっていて、きょう2回目で、こういうことばかり議論していると、ますます時間がもったいない気がするんで

すけれども、どのくらいの時間の中でこれができるのかというあたりをご説明
いただきたいと思います。

中村室長 事務局といたしましても、池田委員のおっしゃることはもっともだというふう
に考えております。それで、選考委員会につきましては、できるだけ効率的
にということで、30分ぐらいをめぐりにご検討をお願いできないものかなと考
えているところでございます。

司会 ほかの委員さん、ご意見ございませんか - -。

ないようでしたら、選考委員会を設置し、そこで委員長候補を1人
選考していただきまして、対策委員会の承認を得て委員長に決定するという
ことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

ご異議なしということで判断させていただきます。

それでは、選考委員会を設置して委員長を選出することとさせていただきま
して、次に選考委員会の設置について、事務局案を説明させていただきます。

中村室長 今お手元にお配りいたしましたのが、選考委員会の設置について、一番人数
が多かったということで、事務局の方で案として定めさせていただいたもので
ございます。

内容でございますけれども、選考委員会につきましては、対策委員会の付託
を受けまして、この委員の中で選考委員会を設置するというのが1番目ござ
います。

2番目の所掌事項は、当然のことながら対策委員長の選考に関する事。そ
の他対策委員長の選考に必要な事項に関する事。

それから、選考委員会の構成でございますが、既にご意見照会書、先ほどの
アンケートにも記載させていただきましたけれども、構成人数割合で算出して
はどうかということで、1つ目には、対策委員会の中で栗東市長が推薦する住
民と市の職員、これを地元といったような考え方のもとで、6名から2名選考
してはどうか。それと、学識経験者の方が13名いらっしゃるんですが、その
中から4名、おおむね3分の1程度の方々に選考委員会に入っていたらどう
うかという案でございます。

会議運営でございますけれども、選考委員会は、全委員の中からまず選考対
象委員を複数選出していただき、選考対象委員の中から最もふさわしい委員1
人を対策委員長候補に選出する。これは第2項と絡みまして、選考委員が前項
に規定する選考対象委員に選出されたときから、その委員は選考委員会に出
席することはできないということで、まず選考委員会の中で選考対象委員を複
数名選んでいただきたい。その選考対象委員が選考委員会のメンバーであり
ますと、やはり選考する上でいろいろ不都合もあるだろうといったようなこと
で、選考対象委員に選ばれた場合につきましては、申しわけないですが、その
選考委員から外していただいた上で議論していただきたいと考えております。

それから、会議につきましては、非公開で別室でお願いしたいと考えている

司会

ところでございます。

以上でございます。

ただいま事務局から選考委員会設置の案が示されましたが、このことにつきましてご意見やご質問はございませんか - -。

ないようですので、対策委員会委員長選出のための選考委員会の設置については、提案のとおりとさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」)

ご異議なしとのことでございますので、提案のとおりとさせていただきます。

それでは、次に選考委員会の委員の選出についてでございますが、特に選び方が決まっているわけではございませんので、住民代表と市職員のグループと学識経験者のグループに分かれていただいて、皆さんで選考委員を相談していただいたらどうかと思っておりますが、どうでしょうか - -。

特に意見がないようでございますので、大変恐縮でございますけれども、住民代表の方と市の職員さんはこちらの方へ、学識経験者の方は右側の方へお集まりいただいて、立候補するなり推薦するなりの形で、学識経験者の方は4名、住民代表と市職員の方は2名選出をしていただきたいと思います。

(選考委員の選考)

選考委員がそれぞれ決まりましたようですので、選出いただきました委員を皆様にご報告させていただきます。

選考委員には、横山委員、高橋委員、清水委員、岡村委員、伊藤委員、木村委員、以上6名の方が決まりました。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから選考委員会を直ちに開催いたしたいと思っておりますので、3階の情報管理室へ移動をお願いいたしたいと思っております。対策委員会はただいまより30分休憩させていただきます。再開は、選考の都合で遅れるかもしれませんが、2時50分を目安にさせていただきますと思っております。選考委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

司会

大変長らくお待たせいたしました。選考委員会が終了いたしましたので、対策委員会を再開いたしたいと思っております。

それでは、選考委員会の代表の方から選出されました対策委員会委員長候補者のご報告をお願いいたします。

横山委員

私から報告させていただきます。

選考委員会の方々とは相当議論をさせていただいて、特に対立も自由を束縛するような意見もなく、非常にいい雰囲気の中で選ばせていただきました。最初に2人の方を皆さんの総意の中から選考いたしまして、その2人のうち1人の方を委員長に推薦しようということで大体合意をとれました。推薦されました方が岡村委員でございます。岡村委員は、審議会、委員会等もたくさんあると思っておりますけれども、我々としては、ぜひ委員長を引き受けていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願ひします。

	司会	<p>ご報告ありがとうございました。ただいまの報告のとおり、選考委員会におきましては対策委員会委員長候補者として岡村委員が選出されましたので、皆様にお諮りいたしたいと思います。</p>
		<p>岡村委員に対策委員会委員長にご就任いただくことにつきまして、そのとおりいってよろしいでしょうか。</p>
		<p>(「異議なし」)</p>
		<p>異議なしとのことでございます。よって委員長に岡村委員が選出されました。</p>
		<p>これより対策委員会設置要綱第5条第1項の規定により、委員会の会議の議長として、進行につきまして岡村委員長をお願いいたします。岡村委員長、委員長席へお願いいたします。</p>
		<p>大変恐縮でございますけれども、委員長の方にこれからの進行につきまして私どもの方から説明をさせていただきますので、その時間をご猶予いただきたいと思います。</p>
		<p>それでは、委員長、よろしくをお願いいたします。</p>
副委員長指名	岡村委員長	<p>ただいま対策委員長にご選考いただきました岡村でございます。当初、この委員を引き受けるときにはこういう話は全く聞いておりませんでして、完全に想定外の話でございます。できれば辞退させていただきたいところですが、もう時間がないので、とにかく走り始めるしかないと思っておりますので、引き受けさせていただきます。</p>
		<p>このRD最終処分場問題は、大変難しい問題であるというふうに認識いたしております。私もこういう理化学的な知識は全くございませんので、委員の皆様にご協力いただきまして、この対策委員会として十分に議論して、ご理解いただきまして、そして納得いただける対応策を提言してまいりたいと考えております。皆さん大変お忙しいと思っておりますけれども、この問題の一日も早い満足のいく解決を目指しまして、どうぞご協力をよろしくをお願いいたします。</p>
副委員長指名		<p>それでは、シナリオに従いまして、まず副委員長の指名を議題といたします。副委員長は、対策委員会設置要綱第3条第4項の規定によりまして、委員長が指名するというようになっております。このRD問題は、多岐にわたる大変難しい問題と聞いておりまして、また皆さんも大変お忙しいと存じますので、2名の方を指名させていただきたいと思っております。</p>
		<p>それでは、理工学的なたくさんの知識をお持ちの専門家の代表ということで樋口壮太郎委員、住民の皆様代表ということで木村利兵衛委員のお2人をお願いしたいと思います。</p>
		<p>それでは、副委員長のお2人から一言ごあいさつをいただけますでしょうか。</p>
木村委員	木村委員	<p>委員長から指名を受けました木村でございます。頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方ご協力のほどをよろしくお願いいたします。</p>
専門部会委員指名	岡村委員長	<p>樋口委員は、本日所用のために欠席でございます。それでは、次に専門部会委員の指名を議題といたします。設置要綱第6条第2項の規定によりまして、委員長が専門的な知識を有する</p>

(2)
調査結果
と考察に
ついて

中村室長

学識経験者の委員の中から指名するということになっております。残念ながら私、専門的な知識もございませんので、この件につきましては、事務局から案がありましたらご提案いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局から委員長へ提案)

結構だろうと思っておりますので、この内容で皆さんにお配りください。

ただいまお配りいただきました表のとおり、江種委員、尾崎委員、勝見委員、清水委員、樋口委員、横山委員の6名の方を指名させていただきたいと考えます。専門部会の皆さんには、大変お忙しいところを委員会とあわせて、両方お願いすることになりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

また、設置要綱第6条第8項の規定によりまして、部会の会議には部会以外の者の出席を求めることができるということになっておりますので、ほかの委員の皆さんもそれぞれご専門の分野をお持ちの方もおられますから、部会へのご出席をお願いする場合もあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、次の議題に入ります。議題(2)RD最終処分場問題におけるこれまでの調査結果と考察についてであります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、事務局の方からご説明させていただきます。資料につきましては、お手元の方にA3の横書きが1部入っております。RD最終処分場問題におけるこれまでの調査結果と考察についてという資料2に基づきまして、ご説明させていただきます。

なお、前回、これまでの結果等につきまして資料をお渡ししております。別途、正誤表という形でつけさせていただきましたが、結構分厚いものになって、申しわけございません。一部分間違っているようなところがあるとか、本日の考察につきましても、そういった観点でまとめていない部分もございましたので、追加資料等も含めて差し替え資料をお配りしておりますので、あわせてごらんになっていただきたい部分があるかもしれません。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

今回の資料につきましては、本来ですと、専門部会の委員の先生方にこれまでのデータをきちっと見せるといいますか、ご検討いただいた上で、考察といったことを出すべきところですが、時間の関係で、今回の資料につきましては我々事務局、最終処分場特別対策室の中でこれまでの結果等を見据えて考察したものであることをまずお断りさせていただきます。

まず、これまでの調査結果と考察の一覧表が1枚目、A4判の縦書きに書いております。この資料は、処分場とその周辺環境の状況ということで、大きく水とガスと廃棄物の問題に整理いたしました。

まず、水の問題でいきますと、表面水と浸透水と地下水、この3つに大きく分けられるのではないかと考えております。

RD処分場集水域の分水嶺 - - 分水嶺というのもちょっと大げさかもしれ

ませんが、集まってくる範囲は、西側にある山の尾根、西市道側のところよりもさらに雑木林になっている方向でございますが、あの山の尾根、それからR D処分場南側の敷地境界 - - 工業技術総合センターとの境目、土地の改変により新たに分水嶺になったと思われる東側の敷地、そういったところで降った雨につきましては、基本的には経堂池に流れ込んでいると考えております。

R D処分場に降った雨につきましては、いわゆる廃棄物にしみ込みます浸透水、地表面をつたう表面水がございますけれども、現在R D処分場は廃止には至っていない、まだ中途半端な状態に置かれているため、表面水は廃棄物に触れた水とか、既に覆土された上を流れてきた廃棄物に触れていない水がまざり合っております、その流れもはっきりとはしないという状態になっております。

下流の経堂池の水につきましては、農業用水として使用される可能性もあるといったことで、農業用水の基準と比較いたしますと、電気伝導度等幾つかの項目については基準値を超過しておりますが、有害物質は確認されていないという状況でございます。

したがしまして、表面水については最終的には、今後処分場に全面的な覆土をすとか、排水路を整備すとか、表面水は廃棄物に触れないようにする必要があるということで整理いたしました。

次に、浸透水でございます。この場合の浸透水の定義づけということで、雨水等が廃棄物層へ浸透し、その層内に保有されている水を浸透水と定義する。当然のことながら、廃棄物と接触しているため、廃棄物の影響を受けている水というふうに認識しております。

浸透水は、採取する場所や時期により濁り、性状等は異なりますけれども、この場合は濁りも含めた状態の分析によりますと、ヒ素、総水銀、鉛、ホウ素、フッ素、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシンといったものが検出されているという状況でございます。

このため、廃棄物の性状と浸透水の汚染関係、さらに浸透水の地下水への影響等を明らかにいたしまして、周辺への影響を評価した上で対策を考える必要があるのではないかということで整理いたしました。

次に、地下水でございます。処分場周辺の帯水層は、地下の深いものから順にK s 0、K s 1、K s 2、K s 3、K s 4、さらに上に沖積層というものがあるわけでございますが、それぞれの帯水層の間には遮水層と考えられる粘土・シルト層が互層重なるような形になっております。経堂池付近や西側の谷部に沖積層の砂層も存在しております。

地下水の下流側の観測井におきましては、ヒ素、フッ素、ホウ素、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、ベンゼンなどの有害物質が検出されております。浸透水が流入しているものと考えております。

このため、浸透水の地下水への影響、これは先ほど浸透水で申し上げました逆の意味でございます、汚染帯水層を特定した上で、地下水の汚染レベルや汚染状況、地下水の流量や方向を解明いたしまして、周辺への影響を評価した

上で対策を考える必要があるというふうにまとめさせていただきました。

水につきましては、表面水、浸透水、地下水、以上のような整理をさせていただきました。

ガスでございます。今回、R D問題は硫化水素問題に起因しているということで、硫化水素に特筆して一文を設けさせていただきました。

平成 11 年に設置いたしました硫化水素調査委員会におきましては、硫化水素の発生機構をいろいろ検討していただきました。その結果、石こうボードに起因する硫酸イオン、それから段ボールとか木くずによる有機物、それらが雨水により溶け出しまして、一定の区域に高濃度で共存することで酸素が消費され、嫌気性状態が形成されたために生成されたというふうに解明されております。これらの結果につきましては、国の方の施策の中で、石こうそのものについても安定型処分場への持ち込みは現在禁止されているという状況、そういった面で反映されているところでございます。また、たとえ廃棄物層で硫化水素が発生いたしましても、表層近くの好気的な状態であれば、硫化水素については硫化物となり、酸化状態にしてやることによって硫化水素は問題ないと考えられます。

現在、処分場周辺で県、市がともに行っております継続的な監視の中では、硫化水素は検出されている状況ではございません。

その他のガスについても、現状では処分場及びその周辺での臭気というものは確認されておりません。廃棄物層内のガス調査をいたしましたところ、150種のガスの存在が確認されましたが、処分場周辺のガス調査では周辺への影響は認められなかったというのが、ガスの全体的な整理でございます。

それと、廃棄物の整理でございます。廃棄物につきましては、まず飛散、流出ということが廃棄物処理法上も考えられるわけでございますが、現状で見えています限りでは、覆土されている部分もございまして、それ以外のところについて比較的安定している状態ということで、飛散するおそれはないと見ております。ただ、一部未整備の法面がございまして、覆土されていない箇所も当然あるわけでございますので、今後整備する必要があると思っております。

次に、廃棄物の性状でございます。これまでの調査結果で見ます限りでは、安定型品目でございます廃プラ、コンクリート、陶磁器くずなどを確認しております。それ以外に、木くず、金属くずなどにつきましても混入が認められていました。

廃棄物を分析いたしましたところ、溶出試験ではフッ素、ホウ素、含有試験では鉛、ダイオキシン類が土壤環境基準を超えて検出されましたが、特別管理産業廃棄物になるような有害な産業廃棄物に該当するものはなかったという状態でございます。

今後、廃棄物の性状が確認されていない区域を中心にして廃棄物調査を実施し、廃棄物の性状を確かめ、浸透水の汚染状況との関係、浸透水から地下水への影響を明らかにするとともに、必要な対策等を考えていきたいと思っております。

それから、違法埋立廃棄物に特化した考え方といたしましては、違法埋立廃

棄物として西側平坦部においてドラム缶が確認されております。他の区域においても存在する可能性があるため、今後廃棄物調査を行い、その調査結果によって対策を考えていきたいと思っております。

今申しあげましたA 4の縦書きのものが、全体を通じての基本的な考え方で整理したものでございます。

次に、横長のRD最終処分場におけるこれまでの調査結果と考察でございます。

まず、この表の見方をご説明させていただこうと思います。資料は、これまでのボーリング調査による結果を横軸に、平面的な区域、左の方から処分場北西部の地下水下流方向、処分場南西部、処分場南東部というふうに大きく分けております。

処分場北西側といえますのは、地下水の下流方向でございまして、基本的には経堂池の方に流れていると先ほど申しあげました。その経堂池よりさらに下流方向でのボーリング調査も行っております。それと、経堂池とRD処分場の間あたりに位置するところでも何本かのボーリングをやっておりますので、その分をその欄に書かせていただきました。

処分場南西部と申しますのが、RD処分場の西市道側付近、ドラム缶の検出された付近でございますが、旧地形の判読からしますと、隣接する山林地域からの地下水の影響も検討する必要がある区域という考え方で、この分を一つの区域として整理いたしました。

処分場南東部と申しますのは、地下水の上流側ということで、RD処分場から見ますと、県の工業技術総合センターから北尾団地のあたりを一つの区域として整理いたしました。

縦軸の方は、先ほど申しあげました地層のどの地層をねらって地下水をくみ上げているかということで、ここで見ていただきますと、経堂池の上流部分で古琵琶湖層K s 0層、一番深いところの水をとっているのが市 No.1 という観測井戸であると、そういう見方をさせていただきたいということでございます。

同じように、古琵琶湖層K s 1 + K s 2帯水層ということで、このボーリングの結果につきましては、本来、ある帯水層だけを採水できるようにするということがあったんですが、これまでのボーリングの結果によりましては、K s 1とK s 2両方の水をあわせてとっている井戸、県 No.3、市 No.9、県 No.4、市 No.6 といった井戸が、そういう状態で現在採水できるようになっているということでございまして、個々の状況については後ほど説明させていただきます。

次のページをめくっていただきますと、それより浅い方向のK s 2帯水層のみをねらったものが、その横に書いているだけの井戸でございます。さらに浅い古琵琶湖層K s 3帯水層について採水できるようにしたものが市 No.5、それから沖積層からとれるようにしてあるのが市 No.4 と、そういった場所の関係でマトリックスを整理したものでございます。

それでは、簡単にこの中身についてご説明したいと思っております。

まず、最初のA3の横書きを見ていただきたいんですが、経堂池上流のところで古琵琶湖層K s 0帯水層をねらった市 No.1 の状況でございます。pHにつきましては8.3、ECは電気伝導度ですが、何をはかっているかといいますと、水の中に溶けているいわゆるイオン体、電気を流すようなイオンがどのくらいあるかといったものの目安というふうに理解していただきたいんですが、それが18.6mS/mという値でございました。括弧書きがトレーサー試験前の平均値ということで、かつてこの場所につきましては、地下水の流れを見るために塩化ナトリウムをその中で溶かし、それが減っていくことにより地下水の流量を測定しましたが、現在もまだ、たしか30幾つぐらいの値が出ておりました、それ以前の値は18.6といったような数字でございました。

それから、超過項目といたしまして、ヒ素(1-1/13)と書いておりますが、これの見方としては、下の方に書かせていただいております。この場合ですと、ヒ素は13検体について分析しました、うち1検体で検出されました、その1検体は基準値を超過しましたという見方でございます。フッ素につきましては、8検体分析しました、うち7検体で検出されました、うち2検体がその基準を超えていましたというふうに見ていただきたいと思っております。

電気伝導度は比較的低い状態ということで、K s 0層はGL - - 通常の地面の高さから71m下の地層でございまして、その帯水層の上部には38mの粘土層があるということから、RD処分場の影響はまず受けていないのではないかとされるような場所でございます。

ただ、そういった場所についてもヒ素、フッ素等が検出されるということでございまして、他の滋賀県内の地下水調査の状況から見ましても、ヒ素、フッ素については自然由来の可能性があると。これにつきましても今後検討する必要があると考えております。

もう一つ、トレーサー試験は平成13年9月に行ったわけですが、それ以前の18.6というような数字を見ていきますと、RD処分場の影響を受けていないと思われる周辺井戸とほぼ同程度の値であったということが確認されております。

それから、処分場周辺の他の区域で確認されている火山灰層と同一であるか確認する必要がある。これは火山灰層が一つの目安になりまして、火山灰層を基準に、その上にどういう層が積み重なっているかと。火山灰層が区域によってほぼ同じ時期に同じように積もったということが想定されますので、そういったものを基準として考えていく必要があるという意味でございます。

これがここに書かせていただいた内容でございまして、全体を通して個々にすべて説明いたしますと時間の関係もございまして、以降につきましては、要点のみ説明させていただこうと思っております。

次に、処分場南西部の古琵琶湖層K s 1 + K s 2帯水層の関係でございます。

処分場南西部につきましては、県No.3、市No.9、市No.3、市No.9が該当するわけですが、電気伝導度は15、19という値で、いずれも自然的な

水質といいますが、電気伝導度で見ると限りにおいては余り影響を受けていないような数値になっております。

ただ、県 No.3 におきましては、ヒ素が 42 検体中 17 検体で検出され、11 検体が基準を超えているといったような状況でございます。ダイオキシンについても、15 検体中 14 検体で検出され、5 検体が基準をオーバーしていたということでございます。そういったことから、県 No.3 については幾つかの問題があるとはいうものの、電気伝導度から見ると、処分場の影響を受けていない可能性もあるといった、ちょっと異質な要素もあるということでございました。

もう一つ、これらの観測井は、K s 2 帯水層のみの地下水である市事前 No.2、市事前 No.7 に近接しているが、電気伝導率の値に大きな差がある。これは何かと申し上げますと、一枚めくっていただきました処分場南西部の欄の一番上のもの、これは市事前 No.2 と市事前 No.7 の値でございますけれども、ここの電気伝導度は 265 とか 129 ということで、非常に電気伝導度の高い水といったことになっております。ただ、県 No.3 は、K s 1 と K s 2 の混合した水をとっているということで、もしも K s 2 の影響が大きければ、電気伝導度が高くてあってもいいはずというふうに思うんですけども、低い値であるということで、このあたりについては専門部会等の中でご相談させていただくことになるのかなと思っております。

とにもかくにも K s 1 と K s 2 両方を混合して測定する井戸しか現在持っておりません。K s 1 だけの採水井戸がございませんので、K s 1 の水質がどういふ状況であるかといったことにつきましては、観測井を設けてモニタリングする必要があるのではないかと考えております。

それから、地下水の上流部ということで、県 No.4、市 No.6 がございます。電気伝導度は 22、6 といったようなことで、非常に低い値になっておりますが、それでも県 No.4 については、ヒ素が 17 検体中 11 検体検出、4 検体が基準を超えた、フッ素についても 12 検体中 7 検体で検出されたといったようなことでございまして、ヒ素、フッ素につきましては今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上が 1 枚目でございます。

2 枚目の古琵琶湖層 K s 2 帯水層では、先ほどのまざっているものではなく、K s 2 層のみから採水できるようにした井戸が結構たくさんございまして、経堂池下流には、市 No.7、市 No.3 という井戸がございまして、ここで特筆すべきは、市 No.3 からは総水銀が絶えず検出されているということでございまして、超過物質としては、30 検体中 30 検体で検出され、そのすべてが基準を超えているといったような水銀汚染が顕著に見られる場所でございます。そういった問題から、総水銀に着目して整理したものが下の考察欄の中でございまして、市 No.3 から検出されている総水銀につきましては、ろ過後も検出されている。いわゆる溶けている状態の水銀であるということだろうと思っております。ほかの井戸、これよりもさらに上流部から検出されている総水銀について

は、ろ過後については検出されない。いわゆる粒子状のSS成分に起因する総水銀ではないかと見られるものでございまして、市 No.3 の総水銀とそれ以外の総水銀の性状については、今後検討する必要があるのではないかと考えております。

それから、経堂池上流では、県 No.9、県 No.1、市 No.8、市 No.10 というところで、場所は離れている分がございまして、4つの採水井戸で採水しております。特に県 No.1 におきましては、シス-1,2 -ジクロロエチレンについては22検体中22検体で検出され、うち19検体が基準を超えているといったことで、自然界で発生するものではないに、この場所等々から考えますと、RD処分場から発生したものではないかと考えております。

その下の方に、よくわからない内容についても考察の中で書かせていただきました。県 No.1 と市 No.8 は、井戸の間隔でいきますと2m程度しか離れていないという状況でございまして、水質については大きな差が見られるということから、この原因については今のところわかっていないという状況です。いずれも電気伝導度につきましては、経堂池下流も96、99、経堂池上流でも215、168、市の井戸で57、98と、これまで影響を受けていないと思われる10幾つとかというような数字からいきますと、比較的大きい値ということで、何らかの影響を受けている可能性はあるだろうと見ております。

それから、処分場南西部でございまして。西市道側付近というふうにイメージしていただく方がわかりやすいのかもしれませんが、市事前 No.2、市事前 No.7 についても、電気伝導度が265、129と比較的高い値になっているというところでございまして。

この中で、先ほど申し上げました水銀の関係では、同じ帯水層の中で上流部に当たりますので、市事前 No.2 は、総水銀が6検体中1検体、1検体が基準を超えているという状況でございまして。同じく市事前 No.7 については、総水銀が6検体中1検体で検出され、その1検体が基準を超えているというところでございまして。ただ、このデータにつきましては、SSが測定されなかったという状況のもとで、この原因については判然としないというところでございまして。

それから、地下水の上流部の処分場南東側でございまして、県 No.2 という井戸がございまして、電気伝導度18ということで、比較的影響を受けていない場所ではなからうかというふうに見ております。

Ks2のところでは整理いたしますと、考察の下の方に横長で書いておりますが、経堂池下流、経堂池上流、処分場南西部を含めまして、電気伝導度が高く、処分場の影響を受けている可能性が高い、そういった場所ではないかというふうに整理いたしました。シス-1,2 -ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼンなどの一般に自然界に存在しない有害物が検出されていることから、処分場からの影響の可能性はあるのではなからうか。それから、ヒ素とSS、鉛とSSの相関関係グラフから、ヒ素、鉛はSSとの相関関係があるのではないかということ、この水域では見ているというところでございまして。フッ素の濃度等につきましては、環境基準を超過または検出されておりますけれども

も、滋賀県内の地下水調査の結果を見てみますと、自然由来の可能性があると
いうことで、今後検討する必要があると思っております。

次に、その下の古琵琶湖層K s 3帯水層でございます。市 No.5 ということ
で、経堂池の下流に位置し、比較的浅いところですが、E C - - 電気伝導度が
比較的低いといったことで、この数字だけでいきますと、R D処分場の影響を
受けていないと思われる同程度の値といったことで、これについても何らかの
原因、いい方の原因というのも変な言い方ですが、そういったものも考える必
要があるのかなと見ております。

それから、沖積層の砂層も、経堂池下流では電気伝導度が38、経堂池上流の
市No.2では194ということで、市No.2については電気伝導度も高いことから、
処分場の影響を受けている可能性が高い。

それからpHが高いというのが、それら以外について特筆される点ござい
ます。これにつきましては、R D処分場の中にあつたいわゆるアルカリ性の物
質等を撤去させたわけでございますけれども、そういったものがまだ地下水へ
影響を及ぼしているというふうに見ていくべきではないかと思っております。

それ以外のものとしたしまして、ベンゼン等が検出され、処分場からの影響
の可能性ということもここで書かせていただきました。

ヒ素、フッ素等につきましても、自然由来の可能性といったことから、検討
する必要があるというふうに整理いたしております。

なお、マトリックスの中で斜めの線が入っている部分につきましては、その
地域の下の方を見ましても、そういった帯水層が存在しないと思われるとこ
ろ、具体的に申し上げますと、2枚目の処分場南西部のK s 3帯水層について
は恐らく存在しないだろうということで、斜めの線を入れさせていただいてお
ります。空欄の部分につきましては、帯水層はあるだろうけれども、その部分
については調査していない場所ということでございます。

以上が地下水の状況ございまして、引き続きまして、縦長A3の用紙で廃
棄物の整理と浸透水の整理を申し上げたいと思います。もう1部、R D最終処
分場問題におけるこれまでの調査結果と考察について(参考資料)というのが
お手元にあると思います。この一番後ろから2枚目にカラーで区域割りをした
ものがあると思いますが、これに基づいて場所等について、ご説明させていた
だきたいと思います。

R D処分場はこれまで幾つかの調査をしてきております。その中では、硫化
水素の問題が発生したときに、表層ガス調査を行ったこともございますし、硫
化水素の発生問題で直径1.5mのケーシングを打ち込んで、その中の廃棄物を
調べたものもございます。また、改善命令ということで、北尾団地側のごみを
移動させる、それから深掘りの場所からの浸透水の漏出を防ぐといったことか
ら、深掘り箇所の廃棄物を移動させ、もとへ戻させたと、廃棄物についても幾
つかの調査をしてきたわけでございます。そういったものの区域と調査につい
て整理したものでございます。

まず、A3の縦の方で見ていただきますと、A-1区域(東側)、A-2区

域（西側）ということで、廃棄物調査区域概略図によりますと、青色で示した場所付近、ざっとした場所でございますが、境目がどうかという議論は別にしまして、その付近の調査をしたところというふうに見ていただきたいんですが、A - 1とA - 2につきましては、先ほど申し上げました硫化水素の発生原因の調査の中で直径 1.5mのケーシングを打ち込み、廃棄物を確認したところでございます。硫化水素が発生する原因として、石こうボードといったものも確認した場所でございます。その廃棄物を取りまして、土壌溶出試験、含有試験を行いましたところ、溶出試験については土壌基準を超過する項目はなかった、含有試験については鉛が土壌基準を超過したという状況でございます。このときには、違反廃棄物については確認しておりません。ちなみに、これは平成 13 年 1 月に調査した例でございます。

次に、C 区域でございますが、C 区域全体といたしましては、北尾団地側の廃棄物を持ってくる場所ということで、持ってくる場所がどういう状態であるかといったことの事前確認のためにVOCを測定しました。この調査につきましても、溶出試験については土壌基準を超過する項目はなかった、含有試験についても土壌基準を超過する項目はなかったということでございます。

なお、浸透水といたしましては、この付近では、ヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、ダイオキシンが環境基準を超過して検出された場所でございます。

C - 1 区域につきましては、平成 18 年 3 月に調査したものでございまして、3カ所ボーリング調査をしております。そういった中で、溶出試験としてはホウ素、フッ素が土壌基準を超えておりますし、含有試験では鉛が基準を超過しているという状況でございました。

C - 2 区域につきましては、先ほど申し上げました改善命令による深掘り箇所正工事の関係で、廃棄物を移動させ、その廃棄物について一定サンプルをとり、溶出試験、含有試験を行っております。溶出試験では土壌基準を超過するものはございませんでしたが、含有試験では鉛が土壌基準の 150 を超えて、最大 210 といったような値も出てまいりましたので、そういったロットが検出された部分につきましては、埋め戻す際に場所を特定し、粘土層でくるむような形で埋め戻させたということでございます。

D 区域につきましては、北尾団地側の上の方の横長の部分でございまして、北尾側の廃棄物を移動させた後にVOCモニター、それから検知管で測定いたしまして、部分的に坪掘り調査を行いながら調査したものでございますが、溶出試験、含有試験いずれも土壌基準を超過するようなものは確認できなかったということでございます。また、違反廃棄物についても確認できておりません。

E 区域につきましては、左下の沈砂池のある部分でございます。この場所には強アルカリの水が確認されたということで、原因究明のために掘削調査をさせた場所でございます。白色のセメント系廃棄物と思われるようなものが原因ということで、これについては撤去させたところでございます。溶出試験の中では金属等々、特に超過する項目はなかった、含有試験でも廃棄物そのものについては超過する項目はなかったということでございます。ただ、先ほど申し上

げております地下水への影響がいまだに見られるということは、こういったところのものがまだ残っているのではないかというふうに見ております。

それから、F区域はドラム缶が105本など検出された場所でございます、調査区域概略図でいきますと、右下の横長のところで、全体の幅が120m、それぞれの奥行きが10m程度といった細長い部分でドラム缶を検出したわけでございます。ドラム缶の中身は、ほとんどはコールトールが固まったもの、一部まだ固まっていないものも確認しております。それ以外のものといましては、研磨材と思われるような金属くずと油のまざったもの、塗料系の固化物が入ったもの等々、ドラム缶、一斗缶を含めて175本確認している場所でございます。

ドラム缶の内容物そのものを分析した結果も、そこに書かせていただいております。溶出試験ではカドミウム、鉛、フッ素が土壤基準を超過していた、含有試験については、ダイオキシンが土壤基準を超過した検体もあったということでございます。

それから、ドラム缶の周辺の廃棄物と土壤についても分析しております。溶出試験はフッ素が環境基準を超えている、含有試験としては、ダイオキシン、鉛が環境基準を超過しているという状況でございます。

浸透水につきましては、そこに書いたような項目が環境基準を超えて検出されたということでございます。

いずれも違法な廃棄物として、燃え殻等もある中で、ドラム缶については現在RD処分場の上の倉庫に一時保管させておりますが、それらが埋まっていた土壤につきましては、現状そのままということから、こういった区域が汚染区域であるかといったことも今後ご検討いただきながら、ドラム缶については撤去し、措置命令をかけているといったこともあるわけでございますが、適正な処分をしていきたいと考えております。

最下段に、全体の状況を整理させていただきました。埋められていた廃棄物は、上記に特記した以外は、ほとんどが廃プラスチック、ガラス、陶磁器くず、ゴムくず、瓦れき類の安定型品目の許可品目で、さらにこれらに付着混入していたと思われる木くず、金属くずが確認された。特定有害産業廃棄物に該当するものは確認されなかった。中央部の上部平坦部の未調査区域、先ほどの調査区域概略図で申しますと、B区域に該当するわけでございますが、この区域につきましては、一部県の調査、RDが調査した部分も若干あるわけですが、全体としてはあまり調査のできていない区域ではないかと思っております。

右の方に、不明、不足している事項ということで、廃棄物量を推定するための現況の平面図、測量をきちっとやる必要があるだろう。それから、廃棄物量を確認したボーリング調査が少なく、廃棄物層を把握するために適切な場所でボーリング調査を行う必要があるだろう。その下は、先ほど申し上げましたB区域の内容でございます。

以上が廃棄物の関係でわかったこと、それからまだ不明のところという形で整理したものでございます。

浸透水につきましては、浸透水分析によってヒ素、総水銀、鉛、ホウ素、フッ素、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類が環境基準を超過して検出されたということで、これらについては最初のA4の縦書きでもご説明させていただいたとおり、浸透水の分析結果、地下水の分析結果、地層の状況等々からかんがみまして、こういった汚染があるのかといったことを検討していく必要があるだろうと考えております。

ちょっと走りまして早口で申し上げまして、申し訳ございませんが、以上が考察としてまとめさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、うちの室としてまとめ上げたものでございまして、この内容等につきましては、今後開催されます専門部会の中で一度ご検討いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

岡村委員長 ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

早川委員 3点ほどあります。

1点目は、今説明いただいた縦長のA3の資料なんですけど、CとかFのところでは違法廃棄物になっております。しかし、D区域のところだけは違反廃棄物になっております。違法と違反というのは、使い分けていらっしゃるのでしょうか。それが1点目です。

それから、今のところにもかかわるんですけど、全体のところで、確かに許可品目がありますが、安定型処分場の場合は廃プラスチック類は15cm以下にしなければいけないわけですね。ところが、あそこの処分場で発見されたプラスチックはそんな細かいものではなくて、かなり大型のものばかりです。これは違反でも違法でもないことはないもので、その点についての認識はいかがかというのが2点目です。

3点目は、この対策委員会が立ち上がるときに、旧焼却炉の問題も取り上げるというふうに説明があったかと思うんですが、その説明が全くありませんでした。先日、現地を見させていただいたときにかなり危険な状態で、一部分は腐食して落ちているような部品もありましたが、その旧焼却炉の状況についてどのように認識されているのか、教えてください。

中村室長 3点のご質問にお答えさせていただきます。

1点は、この表記の中での違反廃棄物と違法廃棄物の関係でございます。正直申しまして、多分単なるミスではないかなと見ております。作業をした者に確認いたしまして、間違いであれば、もう一度ご説明させていただこうと思っております。

それと、廃プラスチックが15cm以上もあるのではないかとご指摘、そのとおりでございます。法律上の当初の考え方でいきますと、そういったものが当然あるわけでございます。

ただ、今回の最終処分場におけるいろいろな問題、地下水の汚染、周辺環境へ影響を及ぼすような違法な廃棄物、そういった観点の中で整理してきており

まして、地下水汚染に起因するといった考え方のもとで、こういったものが影響として考えられるかということで整理しております。埋め立てられた廃棄物そのものにつきましても、そういった観点から整理したものでございまして、形状、大きさ等々につきましては、今回のこの分については考えていない整理の仕方になっているということでございます。

もう1つ、旧焼却炉の問題でございます。埋立処分場の幾つかの問題の中で、いわゆる地下水の汚染問題、それから今早川委員ご指摘の焼却炉をどうするかといった問題もあるわけでございます。全体といたしまして、最終段階で当然のことながらそういった問題についても議論すべきであろうと思っております。ただ、それを今回の生活環境上の支障といったような観点からどういう形で整理していくのかといったことは、今後委員会の中でご検討いただければというふうに思っています。

早川委員

違法廃棄物が確認できなかったという表現は、誤解を及ぼすと思いますので、今後気をつけて使っていただきたいと思えます。

性状に関しましても、例えば感染性廃棄物がプラスチックであった場合、それがちゃんと処理した上で捨てられたのかそうでないのかによって、違法かどうかということはわかりませんから、その辺については慎重にお願いいたします。

それから、これは前回も申し上げたことですが、表題が今回もこれまでの調査結果と考察についてという形になっておりまして、これがすべてであるかのような印象を与えます。もし地下水問題に関する資料だけだということでしたら、そのようにちゃんと明記した上での、限定した上での資料の制作をお願いいたします。

中村室長

廃棄物の形状につきましては、ご指摘の医療系廃棄物もあったわけですが、今そういった話を出すべきではないかのもかもしれないんですが、法律の関係で廃プラスチックとして埋めてもよかった時代があった。埋め立て期間内にはそういう時期もあったということで、そういった整理の仕方の中で非常に難しい話が出てくるのではないかなと思っております。

先ほどの違法、違反につきましては、厳格に分けて記述するように、今回のこれにつきましてはこちらの誤りの中での整理でございました。

それから、この書き方についてでございますが、最初にも申し上げましたが、最後にも申し上げました。本来ですと、こういった内容につきましては、専門の方に目を通していただき、こういったところが問題で、こういったところがわかった、わからぬのはここやといったようなご指摘をいただいた上で、資料を提示させていただきかけたわけでございますけれども、残念ながら専門部会の委員がきょう初めて決まったという中で、委員会を運営していく上で、こういった内容を皆様方にお伝えするかといったことで、私どもに今ある範囲の中でご説明させていただいたという経過でございまして、そういう状況をご理解願いたいと思えます。

當座委員

今説明していただいた中で、お伺いしたいところが何点あります。

1 ページ目の処分場とその周辺環境の状況のガス、硫化水素のところなんですけれども、周辺で県、市が現在行っている継続監視では、硫化水素は検出されていないと。これは週に何回か周辺を回っていただいて、ガスが出ていないということだけであって、硫化水素のガスに関しては、地下で埋め立てられたところでのガスの量なり、どういう状況になっているかということは何もわからない状況にあるということですね。ガスに関しては、そのあたりを調べないと、ただ覆土すれば大丈夫ですというような状況ではないと思います。

続きまして、2 ページ目、県 No.3 と市 No.9 が古琵琶湖層 K s 1 と K s 2 帯水層に当たるといことで入れていただいている、ボーリングの柱状図を見させていただいたらそうだと思うんですけども、電気伝導度が低いということで、処分場の影響を受けているのかいないのかというところで、隣接する山林地域からの地下水の影響も検討する必要があると書いておられます。特に県 No.3 に関しては、K s 1 と K s 2 の2つの層の水を採水してきちっと見ていかないと、この物質が処分場から来ているのかどうかという判断ができないと思います。この井戸は一回埋まってしまったので、洗浄していただいて、何回も手を入れているような井戸でもありますので、ダイオキシン、水銀、鉛、いろんな物質が出てきているわけですので、調べていただけるような井戸を設置していただく必要があるんじゃないかと思っています。

早川委員

今の発言に補足します。栗東市の調査委員会の2001年12月に、調査によって地下2mから11種類の有害ガスが発見されたということがしっかり記録には残っていますけれども、その件が完全にオミットされているのはどういうわけでしょうか。

中村室長

ガスの調査につきましては、まず當座委員からの、硫化水素を継続監視していて、それでは出ていないけれども、まだ中にはあるんじゃないのというご指摘だと思いますが、そのとおりだと思います。

現状、処分場の中の温度をはかってみますと、まだ40 を超える部分もあるといった状況から見まして、嫌気的な発酵といえますか、そういった可能性は十分考えられますので、そういったもとで発生するガスは十分あり得るだろうと思っております。ただ、現状を見ている限りでは、そういったものが外へ出ていっている形跡はないということに、今回の表現についてはとどめさせていただいております。

さらに、早川委員の2001年の調査の中でガスがあると。現状、廃棄物層の中ですので、ガスというのは存在しているだろうと思います。そういったものがどのように周辺の生活環境に影響してくるのかといったような観点から、今後専門部会等々の中でご判断といえますか、そのあたりのご意見もいただきたいと思っていますところでございます。

もう1つ、當座委員の方から、県 No.3 の井戸のことについて幾つかご指摘がございました。この井戸につきましては、先ほど申し上げましたとおり、古琵琶湖層の K s 1 と K s 2 の両方にまたがった形での採水地点になっているということから、私どもといたしましては、K s 1 の水質がどういう状況であ

るのかといったことにつきましてもぜひとも調べる必要があるのではないかと考えております。

正直なところ、県 No.3 につきましては、電気伝導度から見ます限りでは、処分場の影響は余り受けていないような状況に見えるとはいうものの、重金属等が比較的多く検出されているといったようなことで、こういった状況がどこからどういう状況のもとで出てくるのかといったことについても、現時点での私どもの知識では及ばない部分がございますので、専門部会の委員の先生方にいろいろご検討をお願いしていきたいと考えているところでございます。

當座委員

県 No.3 のことなんですが、影響を受けていない可能性という話もありましたけれども、この2つの帯水層からの水が入り込んできて、電気伝導度とすればこういう値になっていると思いますし、今おっしゃったみたいにK s 1 帯水層の地下水を調べることで、今検出されている物質がどこから来ているのかということもはっきりしてくるんじゃないかと思います。

ヒ素、フッ素の濃度が環境基準を超過または検出されているということで、自然由来の可能性もある、今後検討する必要があると書いてくださっているんですけども、それが本当に自然由来なのかどうかということはどういうふうに検証するのか。ほかの部分でもそうなんですけれども、ヒ素が出ている、それが環境基準を超えて問題だと。処分場が原因でそうなっているのか、そうでないのかというのをどんなふうに明らかにするのかというのは、また専門部会の方で考えていただけたらありがたいと思っています。

続いて、次のページの電気伝導度が高く処分場の影響を受けている可能性が高いというところで、この表は、市 No.7 から市事前 No.7 のところまでがそういう状況だということなんでしょうか。県 No.2 は処分場の影響を受けていないということで、色が塗ってあるということなんでしょうか。

中村室長

まず、ヒ素とフッ素の検出が自然由来かどうか、そういったことについてどう判断するのかというご指摘でございます。専門部会の中で今回のデータをすべて提示させていただき、この値、それと周辺での地下水の水質状況等々からご判断といたしますか、考えていただく話になるのかなと思っています。

ただ、私どもで見た限りでは、経堂池上流の市 No.1 の深さ 71m のところにおいても、ヒ素が 13 検体中 11 検体、フッ素は 8 検体中 7 検体、そのうち 2 検体が基準を超えているという状況を見ますと、地層と地質の関係の中でこの周辺の状況等々を検討していく中である程度わかってくるのではないかとということをご期待しているところでございます。

もう一つ、2 枚目の電気伝導度が高く処分場の影響を受けている可能性が高い、それは市 No.7 から市事前 No.7 まで、県 No.2 についてはどうなのかといったこととございますが、電気伝導度を見ます限り、18 というのが比較的低い値ということで、埋立処分場からの影響というものが全くないとは申しません。先ほどの県 No.3 の水質もあつたわけでございますけれども、電気伝導度が低い、処分場の影響は低いとはいうものの、幾つかの有害物質等が検出されているということもございますので、この部分につきましても、こういった地層の

もとで、こういった項目で基準を超えているのかといったことも含めまして、専門部会の中でのご意見をいただき、判断していきたいということになるのではないかと考えております。

当座委員

確かに電気伝導度は低いので、電気伝導度だけを見れば、処分場の影響が強いのか弱いのかということは言えると思うんですけども、県 No.2 にしてもダイオキシンが出ていると。これが自然由来というか、処分場の影響を受けていないとは思えないので、またヒ素に関しては、40 回調べたうち 35 回出ていて、30 回は基準を超えているというような部分では、ここだけがすごく高い値なんですね。ほかにもヒ素は出ているんですけども、そこら辺で自然由来なのか処分場由来なのかといったときに、果たして地層だけで判断できるのかというのは、あやふやなというか、私たちにとってはわかりづらいような部分があるので、もう少し検証できるようなことを考えていただけたらありがたいなと思っています。

横山委員

No.2 のボーリングについては、上の方で採水した場合には比較的きれいで、一番底、20cm か 30cm はベラーでとりますと、非常に汚い水が入っております。したがって、それは栗東の資料のどこかに出てくると思いますが、No.2 というのは、恐らく重たい水が下であって、上に周辺から来る水があって、ポンプでくんだり、上の方で水をくんだりすると、電気伝導度が低いおそれがあります。地下水の場合は、ある層を境にして地下水が違っている場合には、別々の結果が出る場合がありますので、No.2 についても、また専門委員会でも言いますが、今のところでははっきりした結論をつけるわけにはいかないと思います。井戸の構造とちょっと関係があるのではないかと思います。

それから、ヒ素やフッ素が自然由来かどうかということは、恐れ入りますが、滋賀県の古琵琶湖層群の井戸のデータがありましたら、次回でも、専門委員会までにも結構ですが、用意していただけるとありがたいと思います。

中村室長
岡村委員
長

承知いたしました。そういった形での資料を準備させていただきます。
よろしく願いいたします。

池田委員

一部関連するかもしれませんが、事務局のご説明ですと、電気伝導度がかかり中心になって、処分場と関連があるかどうかという評価をされているようですが、電気伝導度の測定の頻度はどういうものなんでしょうか。例えばヒ素とかであれば、何回はかって何回超えたということがあって、大体こういう頻度なのかなとわかりますけれども、電気伝導度もその前後、特にその前の季節とか気候、雨が降った後とかということによって当然変化するわけですから、これのデータが1回の測定だったら、それをもって何にも言えないと思いますので、電気伝導度をそれほど重視するのであれば、何回はかったうちの平均なのかとか、そういうことも当然示されるべきだと思います。

それと、これは地下水だけについて現在の県の見解をまとめられたものだと思うんですけども、地下水に物が入るといえるのは、当然その上なり上流に何があるかということであって、処分場の中の埋め立てられたものの固形物に関

しての把握をどのようにされているか、評価を現状でどうされているかということも非常に重要になると思うんですね。それがあって、ここに帰結するのが、地下水に全部落ちてくるということだと思いますので、これまで測定された固形物、処分場内及びその周辺の土壌とか底質とか、そういった土まじりの廃棄物に対して測定したものをどう評価するのかということも、ぜひ県の見解をまとめられた上で専門委員会に諮られるのがいいと思います。

特に私が見た中では、土がまじった廃棄物の中でノルマルヘキサンという油分が非常に高い濃度だったということであって、油分がこういう安定型処分場に入ること自体そもそもおかしいわけですから、それがそのほかの固形物だけしかはかれていないのか、地下水あるいは浸出水、浸透水のようなところではどうだったのか、その油は何に起因するものなのかといったところがどこまでフォローされているのかという点が1つです。

それから、全体に関連する問題として、現状のRD処分場のモニタリングをだれがどのように実施しているか。監視の主体、市がどこをどういう頻度で何と何を監視しているか、あるいは県がどこどこについて何をどうやっているか、そのほかNGOとか市民団体とか研究機関がどういうことをやっているかというのも一覧があると、それによってどこが漏れているとか、どこが余りにも手薄になっているとか、そこが足りないのではないかとということもわかりやすいので、そういう資料もつくられればいいのではないかと思います。

木村委員 早川委員の質問の中で、医療廃棄物が埋め立て可能な時期があったというお話でしたが、RD処分場に限ってはいつからいつまでが医療系廃棄物が埋め立て可能な期間であったのか、教えてください。

中村室長 まず、池田委員からのご質問にお答えさせていただきます。

電気伝導度を1つの数字だけ書き上げまして、誤解を招いて申しわけございません。電気伝導度はすべて平均値で書かせていただいております、そのもとデータと申しますのが、この前お渡しいたしましたモニタリング調査の中で、各井戸の結果についてざっと並べております。何回もはかっているケースもございませぬけれども、井戸によりましては回数が少ないために、電気伝導度が比較的少ない回数でもって平均してある事例もございませぬ。ちなみに県No.1ですと、13回の平均という形での数値になっております。171、175、171、168、170といった数値が並んでおりまして、そういった中での平均値という形で書かせていただきました。何回も申し上げますが、井戸によりましては回数の少ないものもございませぬので、そういった分については、今後外部に出す段階で配慮させていただきたいと思っております。

それから、ノルマルヘキサン抽出物の関係で高い値を見かけたということもございませぬが、これまで県の方としてやりましたのが、ドラム缶が見つかったということ、ドラム缶の中身がコールタール、いわゆる油系のものであるといったことから、周辺の油系を測定する方法として、ノルマルヘキサン抽出物ということでもらさせていただきました。

先生ご存じのように、ノルマルヘキサン抽出物は必ずしも油だけを選択的に

測定できるものではないといったこともございまして、今後ドラム缶が埋まっていた区域での調査の中で、どういった分析をすれば、一つの例として油汚染の場所が確定できるのかといったことにつきましても、専門部会の先生に一度ご相談させていただきたいと思っております。

もう一つ、地下水のモニタリングの分担の関係でございます。前回出させていただきましたモニタリングの結果につきましては、これまで県が行ってまいりましたモニタリングと市、特に栗東町時代からのものも含めまして、この中であわせて整理いたしました。そういった意味では、県の分担と市の分担が非常にわかりにくいことになっているわけですが、県 No. 何とかと書いてあるものも、あくまで県が最初掘った井戸でございまして、調査については栗東市が市の調査の一環のなかでやられているケースもあるということもございまして、その部分につきましては今後考えていきたい。また、住民団体の方ではかられたものもあるのではないかとといった情報もあるわけでございます。可能な限りそういった情報が集められれば、そういったこともひとつ検討していきたいと思っております。

それから、木村委員からの医療系廃棄物の問題でございます。産業廃棄物の問題というのは、当初は、ある意味でいうと廃棄物という形で捨てられる分があったんですが、特別管理産業廃棄物の制度が平成3年にできております。その中では、例えば油関係でも揮発性の高い危険なものとか、酸性でもpHの極端に低くて扱うのが非常に危ないもの、アルカリでも高いもの、そういったものが特別管理産業廃棄物として定義されております。

そのときに、医療系廃棄物につきましても、例えば血液が付着している感染性の状況のものがあるとかいったことにつきましては、あくまでも病院のお医者さんの判断の中で、これは危険だというような判断の場合は、特別管理産業廃棄物、医療系廃棄物として適正な処分をしていくということになるわけでございます。

ただ、逆に申しますと、それ以前につきましては、点滴用のものがあるとか、点滴のプラスチックは今でも医療系の特別管理産業廃棄物かどうかというのは別問題といたしまして、医療系から出てくる廃棄物そのものの中でも、いわゆる廃プラスチックとして、すべてがそういう形で処理された時代も現にございます。今、手元にないんですが、平成3年以前の話だろうと思っております。そういったことを考えますと、RD処分場の中でもそれ以前から埋め立て行為をされていたということでございますので、処分場の中で埋められている、現在見たところの医療系廃棄物がどの時点かということがなかなか判然としない状態であれば、ちょっと難しい部分は出てくるというふうに思っています。

当座委員

先ほどの硫化水素のガスのことなんですが、周辺に影響があるかないかというところを考えていただきたいというお話があったわけですが、県がこの問題に関して対応方針を出されていて、その中に廃掃法に基づいて対策を策定していくと。その廃掃法の中に、この処分場も安定型処分場なわけですが、廃止届が出されていて、廃止という状態になるのに廃止基準というのが

あると思うんです。その基準の中にガスに関しても、どういう状態でなければならぬというような文言があると思いますし、そのあたりをきちっと踏まえてというか、対応を考えていかなければいけないんじゃないかなと思っているんです。

もう1つ、調査結果と考察の3の方ですが、A - 1区域とA - 2区域で先ほど説明があったわけですが、ケーシング調査を2カ所していただいて、その結果として、溶出試験は超過する項目がなかったということで出ているわけですが、VOC、揮発性の物質に関する分析というものが十分なされていないので、右の方の不足している事項としては、その部分をきちっと調べるということを挙げておいていただきたいなと思います。

VOCに関して話をさせてもらえば、去年の3月にコアボーリングの調査をしていただいて、そのときに浸透水から基準の1.3倍のベンゼンが検出されているということもありますので、その原因があるのかなのか、どのあたりまでそういうものが影響しているのかということは調べていただきたいと思います。

浸透水のところ、浸透水分析として、右の方に地下水と同様に、SSとの関係について検討する必要があると書かれているわけですが、廃掃法の中で、浸透水というのは、ろ過して調べた結果を評価するということにはなっていないと思うんです。県の方としては、浸出水と浸透水を分けて結果を出しておられるので、実際現場で重機で掘ったときに出てきた水、SSが高い水ということもあって、こういう記載をされているのかなと思ったりもしますが、根底にあるのは、ここは安定型処分場で、廃掃法に基づいてどういうものが出てきて、これがおかしいのかおかしくないのか、違反しているのかなのかということを見ていかなければいけないと思います。調べた結果に対して土壌基準なりいろんな基準を当てはめておられるというか、安定型処分場ということで、持ってくる基準がないということで、いろんな基準を出しておられますけれども、そこをきちっと今後この委員会としても整理していかなければいけないんじゃないかなと私は思います。

池田委員

先ほどの医療系廃棄物の許可期間というのは、特管廃棄物の場合、許可事業ですから、それがいつからいつというのは明確にわからないとおかしいんじゃないかと思うんですね。県が許可されるわけですから。特管廃棄物の指定の前にどうしていたかわからないという話はわかりますけれども、少なくとも許可期間というのは明確に示されるべきだと思います。

先ほど私がモニタリングと申し上げたのは、ここに挙げられているような地下水のモニタリングだけではなくて、周辺が住宅地であったり、農地であったり、琵琶湖も近かったりするというので、もう少し定性的な意味での地下水とか周辺の表流水、あるいは川などの生物、生態系的なものの観測、監視みたいなものをやられている情報はないのかと。生活環境への支障ということが非常に重視されていますが、それ以上に敏感なのが水生生物であったり動植物なわけですから、そういうものの変化を細かく見ていくことは非常に重要なわけ

で、そういうものの資料とかデータとかは、だれもモニタリングしていないのか。この間、非常に長い年月がたっているわけで、そういうものもきちんと蓄積されていけば、科学的な部分でだけ挙がってきた数値、データからは言えないものも当然あるわけですので、そういうものも貴重なデータ、資料として見ていくことが重要なのではないかと。モニタリングは何も地下水の水質だけではない。においの問題もあるし、微生物とか水生生物、動植物の変化というものもありますし、そこに住んでいる方でなければわからないような変化というものをきちんとフォローアップしていくことも重要なのではないかと思います。

中村室長

まず、當座委員からの埋立処分場の中にあるガスの問題として、いわゆる廃止の基準との関係でのご質問だと思います。先ほども申し上げましたとおり、あの埋立処分場は、まだ内部が温度が高い状態が続いているということから、廃止の基準は現在満たしていない状態でございます。廃止の基準ということであれば、温度が通常より異常に高くないこととか、ガスが継続して上昇しないこととか、幾つかの基準がある中で、現時点ではまだ廃止の基準を満たしていないというようなことでしか、ちょっとお答えのしようがないのかなと思っております。

それと、VOC等を測定した後のフォローアップの調査にかかわる話だと思いますけれども、これまで県の方で表層ガス調査とか幾つかの調査をしていく中で、VOC等が検出された場合につきましては、その濃度の高いところの坪掘り調査を通常やってきた経過がございます。今回、ここに挙げさせていただきましたものは、VOCの後に坪掘り調査でやらせていただいたもの、場合によってはその地域の中の井戸からくみ上げた水、いわゆるごみの中に入っていた浸透水というようなもののデータも記入させていただいたということでございます。

もう1つ、池田委員からのいわゆる特管物との関係でございます。RD処分場は、これまで安定型処分場として許可ただけでございまして、特別管理産業廃棄物の埋め立てについて認められた期間はございません。

ただ、先ほど申し上げましたのは、特別管理産業廃棄物の制度が開始される前に埋められた分についてはよくわからないということがいまだに残っているということを申し上げたということでございます。

それから、RDのもたらす周辺環境への影響の中で、化学分析だけで判断するのではなしに、動植物の生態とかそういったものでの調査がどうなんだというご指摘だろうと思います。これにつきましては、かつて栗東市の方で経堂池の調査ということで、水生生物の調査、底生生物の調査が平成12年、13年ごろに行われております。このあたりのデータにつきましても詳細に検討した上で考えていきたいと思っております。

岡村委員長

本日の委員会は、一応4時半までを予定いたしておりましたけれども、その時刻も近づいておりますし、また専門部会のご審議を経た上でご質問した方がよい点もあるかと思っておりますので、どうしてもという方、あとお1人か2人とい

うことをお願いします。

早川委員

こういう形で調査の不備をいろいろ議論していたら、いつまでたっても解決には届かないんですよね。8回のうち、もう2回使ってしまったわけで、あと6回分しかないんですよ。こういうことをやったら、非常に非効率だと私は思います。

地下水が汚染されているということがわかれば、後は、対策を考えるのは水をどうやって入らないようにするか、それから流れないようにするかということだろうと思います。そういう話に持っていかないと、細かいことをやっていたら切りがないと私は思います。

お願いしたいのは、もっと全体的なことをしっかり把握してもらいたいんです。木を見て森を見ないような議論ばかりなんです。結局、あの処分場でだれか有害なものを埋めた人がいるわけですね。その人に聞き出せばいいんじゃないですか。何を埋めたんだということ、そういう調査をやった方が、現実から見るよりずっと早いです。県は、そういうことをやったのか、やっていないのか。やってもわからなかったら、わからなかったでいいんですが、そういうことをまずはっきりしていただきたい。

それから、水の問題だけではないです。全体的な話をしなければいけないんです。きょうも話しました焼却炉の問題があります。今までの改善命令がうまく実行されなかったという支障を除去していかなければいけません。それから、今、あそこの土地は管財人の管理になっています。その辺の問題もしっかり把握しておく必要があります。もっと全体的な話、水がどうだこうだという細かい話じゃなくて、大まかにあの処分場の問題は何なのかということ整理して出していただきたい、そういうふうをお願いいたします。

伊藤委員

最後に、少し質問させていただきます。

特措法適用に当たって、この委員会は1年で提言書をまとめて出すということなんですけれども、その中で環境省と打ち合わせを随時していきながら、その提言書ができ上がった段階ではすぐに、平成20年度から是正に入りたいという県の意向でありましたけれども、それが本当にできる体制で進んでいくのか、またそれができない場合は、応急措置と恒久措置2つあわせて、ダブルで考えていくということが必要かなと思います。これから委員会を進行するに当たって、そこらの状況も踏まえて、より早く解決できるような道筋をつけていただきたいと思います。

それと、3枚目の調査結果と考察でどうしても我慢がならなかったことが3点ほどございます。それは、C-2区域で含有試験で鉛が土壌基準を超過していたために、この廃棄物は粘土層で封じ込め処理をさせたと、いかにも完結形のように書かれているわけなんですけれども、当然この処分場は鉛があっというものものではございません。あくまでも仮に封じ込めているという表現をもって書かれてほしいなということです。

全体のところでも、これらに付着混入したと思われる木くず、金属くずですが、北尾の法面をセットバックしましたときに、木くずと言えないような大量

中村室長

の解体された柱、梁みたいなものが、私が見たときでもトラックで何台分くらいあったでしょうか、その量を付着混入と書かれるということは、私は非常におかしいなと思っております。

それと、先ほど池田委員から出ましたノルマルヘキサンの件ですが、掘っていらっしやったときに、下から大量のビニールシートが掘り出されております。これを現認されている方、當座委員も早川委員もそうですけれども、県の職員さんも栗東市の職員さんも含めてたくさんの方が見ていらっしやると思っています。油でぎらぎらしているような状況を、見ておられた職員さん自身が油分でもないというふうに言われるのは非常に心外やなと思っております。

すべてに答えられるかどうかわかりませんが、まず埋め立て全体をざくっととらえてという話もありましたが、私どもといたしましては、RD処分場がどういふ状況であるのかといったようなことをきちっと調べて、それに向けて、今後どういった対策があそこで必要であるのかといったことをこの委員会の中で検討していただきたいという思いの中で、全体を大まかにとらえるものではないに、どういった問題がこれまで起きていて、今後起きないようにするためには、どうした方法が必要なのかといったような点での追加調査等々も必要ではないかと考えております。

それから、いろんなものが埋められた、だれかが埋められた、わかっているはずだからといったようなご指摘につきましても、現在責任の追及という考え方の中で、どういうものがここに持ち込まれてといったようなことにつきましても、委員会とは別に行政として、廃棄物処理法を所管する県として調査する必要がありますので、そのあたりは継続して調査しているという状況でございます。

伊藤委員の方からございましたのは、この委員会の中で検討し、いろいろ調査等もやっていく中で、本当に間に合うのかといったご指摘と受けとめさせていただきました。私どもといたしましては、この委員会ができるだけ効率よくといいますか、そういった考え方のもとで動いていけば、調査等につきましても当然のことながら効率よくやっていける要素はあり、現状をきちとした科学的な裏づけのもとで調査するという考え方のもとで進めていきたいと思っております。

それから、深掘り地点での鉛の問題でございます。鉛は、その部分をあくまでもくるんで置いたといったようなことでもございまして、先ほど申し上げました中には、まだ鉛がいろいろ検出されている分もございまして、そういった鉛の問題につきましても全体として考えていかなければならない問題になるんじゃないかなと思っております。

付着混入の件につきましても、私どもも、明らかに木くずが木くずとして埋められたといったような状態を西市道側の方で確認したのは事実でございます。ただ、木材とはいうものの、これまでそういったものがどういった形で持ち込まれたということが判然としない。例えば梁みたいなものが何十本というような状態であったというふうには聞いておりませんし、そういったものが持

ち込まれた状況から考えますと、何らかの形での混入、そんな梁みたい大きなものが混入するのといったご指摘はあるかもしれませんが、木くずを木くずとして埋めたというのが、現時点では西市道側のああいったところの問題の一つとしてあったのかなと。

ただ、付着混入といえども、違法は違法です。そういったものにつきましては、改善命令のときに掘り出し、埋め戻させる際には、RDに対しまして、そういった中から木くず、金属くず等についてはできる限り撤去させたということで対応してきたところでございます。

それから、ノルマルヘキサンとの関係で先ほど説明させていただきましたが、舌足らずで申しわけございません。当然、私どもも現場に立ち会い、油まみれのものも確認しておりますし、油分はあったというふうに考えております。ただ、油分が余り検出されなかったところでもノルマルヘキサンが結構高い値を呈しているということから、ノルマルヘキサンそのものの、分析の宿命といいますが、硫黄成分についてもノルマルヘキサンに抽出されるというふうな状況を聞いている中で、油の分析としてノルマルヘキサンが絶対的に優位なものかといったような観点から考えますと、そこには一定何らかの問題はあるのではないかなといった意味で申し上げたことで、西市道側のところで決して油分がなかったとかいったような形での説明をさせていただいたつもりはなかったと。舌足らずでまことに申しわけございません。

池田委員

木くずの問題とも関連しますが、本来有機物を入れてはいけない安定型処分場から、地下水を見てもCODが非常に高かったりすることなので、窒素分、炭素分、塩類をしっかりと調べなければいけないんですけども、どうも見たところそれがない。

それから、油分については、1万8,000ppmのノルマルヘキサンがあるということは、何らかの油分があるということなので、その次のステップとして、TPHとか石油系のもがないかとかいうのを早くやっておかないと、揮発性のものもあるわけですから、後からではもう間に合わないケースもある。そういうものを臨機応変に、次に何をやるべきかという判断が非常に求められるので、それが今からどこまでできるかというのはありますけれども、いずれにしても、今まで膨大な調査をなさっている中で今回出てきたのが地下水に対する評価だけだったというのは、私も非常に残念なので、そのあたりをもう少し全体的なまとめをされて、専門部会の方に諮られないと、専門委員の皆さんも地元でない方々は、いきなり生の膨大なものを出されても難しいと思うんですね。そのあたりをきちんと整理されて、委員会をしていただくことが重要ではないかと思います。

當座委員

きょう、この資料をいただいて説明いただいて、言いたいことはもっとあるんですけども、次に専門部会にこれを諮られるということで、考察の3の全体のところで不足している事項を挙げておられて、廃棄物量を確認するためのボーリング調査が必要とか、そういうふうに書かれていますが、追加調査として何をするのかというところを次回の専門部会で議論されるのかなと思うんで

すけれども、それまでにこれを読ませていただいて、ここはこうじゃなかったですかという意見を、私がまとめて事務局の方に提出させていただいたら、それを専門委員の先生方に送っていただくということはできませんでしょうか。

岡村委員
長

それは可能ですよね。

中村室長

そういう形でさせていただこうと思います。

岡村委員
長

池田委員のご発言についてはどうですか。

中村室長

池田委員の方から塩類の調査が必要ではないかということでございます。一部ヘキサダイアグラムを出し、地下水の動きを見んがために、ナトリウムとかカリウムとか塩素イオン等々について分析した事例はございます。ただ、正直申しまして、ヘキサダイアグラムの中では埋立処分場の影響が及びそうなところでの判断は非常に難しかったということではなかろうかと思っています。今後、そういった調査が必要かどうかにつきましても、またご意見をいただければというふうに思っております。

それから、ノルマルヘキサン抽出物につきましては、値の多いものはそれなりの油ということで判断する必要もございますけれども、ノルマルヘキサン以外での油分の測定方法も幾つかあると思います。ノルマルヘキサンも、ある意味でいいますと、過去からの調査の中では非常に重要視されてきたこともございますので、こういった形での調査、どういう方法を選べばいいのか、そのあたりも専門部会の中でご意見をいただければと思っています。

この資料の中で地下水以外の調査についても整理して出せと、そのあたりにつきましても、整理の仕方をいろいろ事務局の方として検討させていただきたいと思います。

岡村委員
長

まだほかにご意見、ご質問もあるかと思いますが、議題（２）につきましては、一応これまでということにしたいと思います。

それでは、議題（３）その他の事項に移ります。

まず最初は、本日配付されました資料のうち、委員からの配付資料についてでありますけれども、それぞれ配付された委員、まことに申しわけございませんが、時間も押しておりますので、手短にご紹介のみお願いいたしたいと思っております。

まず、當座委員、お願いします。

當座委員

地下水、浸透水のモニタリングの結果が県の方から出ているんですけども、モニタリングされたときに現場の方で立ち会いまして、そのときにどんなふうに採水していただいたのかということをもとめてある資料です。初めと最後に随分時間がかかって採水していただいておりますけれども、安定して水をとっていただいているということと、VOCに関しては、きちっとVOCを測定するための容器にペーラーから直接入れていただいたりという形で、立ち会ってチェックもさせていただいているような状況を書かせていただいておりますので、ぜひ一度目を通していただけたらありがたいです。

(3)
その他

岡村委員 長 竹口委員 長
では、竹口委員、お願いします。

竹口委員
住民から見た視点での資料をつくりました。それと、硫化水素発生以後、これはおかしいということで、元従業員の証言を集めました。それがこの証言集です。それと、写真を2枚用意しました。ドラム缶掘削時の写真と当初の写真です。証言集の中にA4を2枚用意させていただきました。時間があると説明なりするんですが、きょうは大幅に時間が過ぎていきますので、次回にいたします。十分目を通していただいて、県の説明と比較検討していただくとありがたいと思います。

岡村委員 長
わかりました。ぜひご参考になさってください。もしご質問等ございましたら、次回のときをお願いいたします。

早川委員
ほかに何かご意見はございませんでしょうか。なければ、この件につきましてはこれまでにいたしまして、これで本日予定いたしました議事は終わることになりますけれども、特にご意見があれば……。

早川委員
前回も欠席されて、今回も来られなかった委員さんがいらっしゃいます。どうやって日程を決めているのかわかりませんが、なるべくこれまで来られない方を優先して日程調整をしていただきたい。皆さんお忙しいのはわかるんですけれども、委員として選ばれた方が平等に発言する機会を保障するのが事務局としての役割だろうと思います。それが1点目です。

早川委員
もう一つ、いつも時間がないので、もう少し時間をとって一日でもいいですから、午前中から始めて、お昼を挟んでというような時間をとってもいいと思うんです。地元としては、頑張ってもらいたいというのが正直なところです。そういう形での会議開催を事務局も検討してください。

岡村委員 長
大変難しいことだと思いますけれども、またご考慮いただけたらと思います。

岡村委員 長
ほかにございませんでしょうか - -。

岡村委員 長
それでは、これをもちまして第2回の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

岡村委員 長
この後、事務局から連絡事項があるようでございますので、よろしく願いいたします。

司会
3点ばかり事務局から連絡をさせていただきます。

司会
第1回委員会の概要と議事録をきょうお配りさせていただいております。概要につきましては、既にホームページで公表させていただいている内容でございますが、議事録につきましては、各委員に確認をさせていただきまして、修正したものを本日配付させていただいております。

司会
もう1枚、資料を配らせていただいておりますんですが、先ほど早川委員のご発言もあったんですが、次回委員会及び専門部会の日程調整を行いたいと思いますので、別紙にご都合をご記入いただきまして、返信用の封筒またはファクスで事務局までご提出いただきますようお願いいたします。相当幅広い期間を聞かせていただいておりますが、ひとつよろしく願いいたします。

3 .
閉会

それと、委員の皆様へ私どもから郵便物を送る場合に、勤務先へ送らせていただいている方もおられます。例えば休み等でこの期間は勤務先ではなく自宅の方へということでありましたら、先ほどの日程調整連絡票の方に送付先を改めてご記入いただきますように、ひとつよろしく願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。本日は長時間どうもありがとうございます。

以 上